

スイス連邦政府による行動制限措置等の一部の段階的緩和及び買い物を目的とした越境に対する罰金措置について（４月１６日）

【ポイント】

- ４月１６日、スイス連邦政府は、これまで実施されていた行動制限措置等の一部を段階的に緩和する内容を閣議決定
- ４月１６日、スイス連邦政府は、買い物を目的として国境を越え、スイスに戻ってきた場合には、１００スイスフランの罰金を科すと発表

【本文】

１ スイス連邦政府は、４月１６日、これまで新型コロナウイルス感染症対策として行動制限措置等を実施していましたが、同措置の一部を段階的に緩和する内容を閣議決定しました。

（１）第１段階：４月２７日から

- ・美容室、マッサージ店、タトゥー／コスメティック・スタジオの営業再開
- ・建築資材店、ガーデニング店、花屋、造園業者、無人駐車場の営業再開
- ・食料品店における非生活必需品の販売再開
- ・病院による全面的な診療の再開（外来診療や不急の処置を含み、歯科、理学療法、医療マッサージも対象）

（２）第２段階：５月１１日から

※４月２９日に第２段階への移行可否について、改めて協議の上、決定される。

- ・義務教育機関の授業再開
- ・（第１段階の対象であった業種以外の）店舗営業の再開

（３）第３段階：６月８日から

※５月２７日に第３段階への移行可否等詳細について、改めて協議の上、決定される。

- ・義務教育以降の教育機関、職業訓練校、高等教育機関の対面講義再開
- ・美術館、動植物園、図書館の再開
- ・集会禁止の緩和

なお、飲食店や規模イベントの再開方針については、引き続き検討されるとのことです。

（関連）

○スイス連邦政府：プレスリリース（４月１６日）

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen/bundesrat.msg-id-78818.html>

（リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有）

2 スイス連邦政府は、買い物を目的に国境を越え、スイスに戻ってきた場合には、100スイスフランの罰金を科すと発表しました。同政府は、余暇等を含め不必要な越境をしないよう推奨するとともに、現在の規制を遵守するよう求めています。スイス国民及び有効なスイスの滞在許可を所持する者は、目的の如何を問わず引き続き入国を許可されます。詳細は以下のプレスリリースを参照してください。

(関連)

○スイス連邦政府：プレスリリース（4月16日）

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen/bundesrat.msg-id-78807.html>

(リンクはドイツ語、他にフランス語及びイタリア語のみ)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html